

「ふくしまプライド。」発信事業（国内）委託に関する業務仕様書（案）

1 目 的

本県産日本酒である「ふくしまの酒」のブランドイメージを高め、既存ファンはもちろんのこと、今まで知らなかった層へも認知度向上を図るとともに、販路拡大に向けた事業を展開することにより、県産酒をフックとした交流人口の拡大及び消費拡大を目指す。

2 委託業務内容

ふくしまの酒の知名度向上、及び消費拡大を図るため、以下の取組を行う。

(1) 全国新酒鑑評会の結果を受けた記念イベントの開催

- ・全国新酒鑑評会において金賞を受賞した日本酒の受賞記念イベントを行うこと。
- ・金賞受賞酒の集合写真を3パターン以上撮影し、納品すること。
- ・全国新酒鑑評会において金賞を受賞した日本酒の情報を含め、ふくしまの酒の魅力を伝えるためのポスターを作成すること。

提案1

- ・イベントを実施することで県内外にどのような訴求効果が期待できるかご提案ください。併せて、その具体的な仕掛け作りについてご説明ください。

(2) 県内メディアを活用した「ふくしまの酒」知名度向上

- ・県内メディア（新聞社及びテレビ局等）を活用し、「ふくしまの酒」の知名度向上に資する広告を行うこと。

提案2

- ・企画提案時には具体的な広報戦略を広告時期、広告方法を入れてご提案ください。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表

- ・業務実施体系図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ・完了届
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。